報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

困ったら 一人で悩まず 行政相談

平成 31 年 1 月 30 日
関東管区行政評価局

軽自動車届出済証を紛失した軽二輪に係る廃車手続の改善を！

－ 関東運輸局に対し改善をあっせん －

総務省関東管区行政評価局では、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長　利根忠博　埼玉県法人会連合会会長）に諮り、同会議の意見を踏まえ、平成 31 年 1 月 30 日、国土交通省関東運輸局にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

神奈川県に住んでいたときに乗っていた 250 ccのオートバイを転居先（山梨県）で廃車しようと、手続方法について問い合わせたところ、通常は最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）で廃車手続ができるが、自分の場合、軽二輪※に係る「軽自動車届出済証」を紛失してしまっているため、車両番号標を管轄する運輸支局等にて、軽自動車届出済証の再交付を受ける必要があるとのことだった。

軽自動車届出済証の再交付のために現住地（山梨県甲府市）から神奈川県の窓口（神奈川運輸支局：横浜市都筑区）に出向くのは負担が大きいので、軽自動車届出済証を紛失した場合の廃車手続を改善してほしい。

（山梨行政評価事務所（現山梨行政監視行政相談センター）受付）

※　排気量が 125cc を超え 250cc 以下のオートバイ

（制度の概要等）

- 軽二輪を廃車する際は、使用の届出を行った運輸支局等にて手続を行うこととされているが、同届出を行った運輸支局等の管轄区域外に転居した場合は、現住所地を管轄する運輸支局等で廃車手続を行うことができる。
- しかし、使用の届出を行った運輸支局等の管轄区域外に転居し、軽自動車届出済証を紛失した場合は、あらかじめ届出を行った運輸支局等にて、軽自動車届出済証の再交付を受けた上で、現住所地を管轄する運輸支局等において、廃車手続を行うこととなる。

（国土交通省関東運輸局へのあっせん要旨）

①　関東運輸局において、軽自動車届出済証を紛失した者が、軽二輪の使用の届出が行われた運輸支局等以外の運輸支局等において廃車の届出を行った場合、軽自動車届出済証の再交付を求めることなく、紛失理由書を提出することで、廃車の届出が行えるよう認めること。 ②　上記の対応が難しい場合には、軽自動車届出済証の再交付を郵送で行うことを認めること。



行政相談マスコット
キクーン

【問合せ先】
総務省　関東管区行政評価局　総務行政相談部
首席行政相談官室　田尻、菅野

電　話：048-600-2313
メール：knt32@soumu.go.jp

〒330-9717　埼玉県さいたま市中央区新都心１－１
さいたま新都心合同庁舎１号館 19 階

制度の概要等

１　道路運送車両法におけるオートバイの種別等

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）において、オートバイ（原動機を搭載した二輪車）のうち、排気量が 125cc を超え 250cc 以下のものは、「二輪の軽自動車（検査対象外軽自動車）」（以下「軽二輪」という。）とされ、排気量が 250cc を超えるものは、「二輪の小型自動車」（以下「小型二輪」という。）とされている。

また、軽二輪の車両番号の指定を受ける場合は、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等への届出が必要であり、小型二輪の車両番号の指定を受ける場合は、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等で新規検査を受ける必要がある。

他方、排気量が 125cc 以下のものは、「原動機付自転車」とされ、車両法上の届出義務等はないが、軽自動車税の課税対象となることから、標識（ナンバープレート）の交付を受ける場合は、主たる定置場がある市町村への申請が必要となる。

上記の届出等終了後、車両番号標又は標識（ナンバープレート）とともに、軽二輪については「軽自動車届出済証」が、小型二輪については「自動車検査証」が、原動機付自転車については「標識交付証明書」が、それぞれ交付される。

２　軽二輪に係る廃車手続の概要

軽二輪を廃車する際は、使用の届出を行った運輸支局等にて、軽自動車届出済証や車両番号標等を届け出て手続を行うこととされている。

また、使用の届出を行った運輸支局等の管轄区域外に転居したものの、転入先の運輸支局等において転入届出を行っていなかった場合、それらに加え、住民票等を提出することにより、現住所地を管轄する運輸支局等で廃車手続を行うことができる。

しかし、使用の届出を行った運輸支局等の管轄区域外に転居し、軽自動車届出済証を紛失した場合は、あらかじめ届出を行った運輸支局等にて、軽自動車届出済証の再交付を受けた上で、現住所地を管轄する運輸支局等において、廃車手続を行うこととなる。

当局の調査結果

１　軽二輪の廃車数等

関東運輸局管内における軽二輪の廃車の状況（平成 28 年度軽自動車届出済証返納件数）は 8 万 2,943 件であり、このうち神奈川運輸支局及び山梨運輸支局においては、それぞれ 1 万 3,682 件及び 1,092 件となっている。

また、同局管内における軽自動車届出済証の再交付件数（平成 28 年度）は 6,252 件であり、このうち神奈川運輸支局及び山梨運輸支局においては、それぞれ 740 件及び 177 件にのぼるなど、軽自動車届出済証を紛失する者は一定程度存在する。

２　申請手続における出頭主義に係る根拠規定

自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び小型二輪を除く。）にあっては、廃車手続に際して運輸支局等への出頭が法令で義務付けられているが（自動車登録令：昭和 26 年政令第 256 号第 10 条等）、本件のような軽二輪の廃車手続にあっては申請者の出頭が求められているものの、出頭に係る法令上の規定はない。

３　廃車手続について郵送による申請を受け付けている例

・　原動機付自転車を廃車する場合、一部の市区町村では、窓口への出頭だけでなく、郵送による申請も受け付けている。

また、標識交付証明書を紛失した場合の再交付についても、郵送による申請手続を可能としている市区町村もある。

・　軽自動車の解体届出（自動車検査証返納届出を同時に行わないもの）については、郵送による届出が可能となっている。

４　関東運輸局の意見

⑴　軽自動車届出済証の再交付に係る申請窓口について

各運輸支局等における軽二輪の届出事務については、電算処理を行っておらず紙原簿による処理を行っており、車両番号標を交付した使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等でなければ、申請者の住所、氏名等の届出内容の確認が取れないため、軽自動車届出済証の再交付に係る申請窓口を使用の届出を行った運輸支局等に限定している。

なお、使用の届出を行った運輸支局等の廃車手続であれば、軽自動車届出

済証や車両番号標を紛失した場合でも、紛失理由書を提出することで、手続を行うことができる運用をとっている。

⑵　軽自動車届出済証の再交付申請を郵送で行うことの可否について

軽自動車届出済証の再交付申請を出頭により受け付けている現状において、申請書類の記載内容の補正が必要なケースが多々みられる。このような状況において、当該申請を郵送で受け付けた場合、申請書類の補正を郵便のやりとりで行うこととなり、事務処理の長期化につながるおそれがある。

また、四輪の軽自動車について、法令に出頭義務の明文がない中で、その取扱事務を届出者等の出頭を求める運用を行っていることに対して、司法判断においても真正確保の方法としては有効であるとされており、軽二輪についても同様であると考える。

行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は次のとおりである。

・　本件のような場合であっても、運輸支局等の管轄区域内の廃車手続であれば、紛失理由書を提出することで手続を行うことができる運用となっていることから、これを拡大運用できないか。

【参考】行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。

関東管区行政評価局の行政苦情救済推進会議　構成メンバー

（座長）

利根　忠博	埼玉県法人会連合会　会長、埼玉県経営者協会　名誉会長
加村　啓二	弁護士、埼玉調停協会連合会　会長
佐藤　元子	新潟行政相談委員協議会　会長
	関東行政相談委員連合協議会　理事
関　　英祐	株式会社テレビ埼玉　取締役報道制作局長
外山　公美	立教大学コミュニティ福祉学部　教授
山口　洋子	特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう　理事
吉田　俊一	株式会社埼玉新聞社　編集局編集管理幹・理事

（五十音順）